

## 平成27年度 第1回平塚市障がい福祉施策推進懇話会 議事録

### 1 日時・場所

日 時： 平成27年8月24日（月） 14:00～16:00

場 所： 平塚市役所 本館7階720（1）会議室

### 2 出席者

委 員： 市川進治（精陽学園施設長）、雨宮恵子（平塚地区自閉症児・者親の会地区代表）、石原幹夫（平塚市民生委員児童委員協議会常任理事）、高橋眞木（地域活動支援センターありんこの会所長）、振原秀雄（地域活動支援センタースマイル所長）、前田美智子（平塚市視覚障害者協会会長）、菊間博子（神奈川県平塚保健福祉事務所保健福祉部長）、小村由美子（ニチイケアセンター平塚センター長・サービス提供責任者）

事 務 局：中村福祉部長、岩崎障がい福祉課長、杉崎主管、木村主査、初見主査

傍 聴 者：1人

### 3 議題

#### (1) あいさつ 中村福祉部長

本日はお忙しい中、当懇話会にご出席いただきましてありがとうございます。また日頃から皆様には本市の障がい福祉行政に多大なるご協力を賜っていますこと御礼を申し上げます。さて、すでに御案内のことではあります。時系列で御紹介させていただきますと、平成27年2月から平塚市役所庁内にワークステーションひらつか夢のタネが開設されました。現在スタッフ4名が勤務されておりますけれども、作業内容も多岐に渡ってきているということでもあります。庁内各課からの発注も増えておりまして障害者の就労支援の場となってきました。平成27年4月からスタートした平塚市障がい者福祉計画第3期の策定作業につきましては、御審議いただきましてありがとうございました。今後も引き続き基本理念のとおり障がい者の福祉計画を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。そしてこの7月に1周年を迎えました、「障がい者福祉ショップありがとう」につきましては、連日多くの市民の皆さんや職員に利用されておりまして、賑やかになっております。障がい者の皆さんの就労訓練の場として、就労や障がいの特性に対する理解の場ということ非常に重要な役割を果たしていくものだと考えておりますので、地域参加の場として定着していくことが今後期待されています。毎日、非常に賑わっており、色々買わせていただいているのですが、非常においしいパンとか販売されており、非常に楽しみにさせていただいているので引き続きよろしくお願ひします。本日は皆様に平塚市中心身障害者福祉手当について、説明させていただき、御意見をいただくわけですが、忌憚のない御意見をいただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

#### (2) 委員紹介、職員紹介

自己紹介にて紹介。

### (3) 議題

平塚市心身障害者福祉手当について

#### 【事務局から説明】

##### [説明要旨]

- ・平塚市心身障害者福祉手当の制度の概要について、受給要件や受給額、受給者数の推移について説明。
- ・平塚市の財政状況について、歳入、歳出の状況、扶助費の推移等を説明。
- ・神奈川県内の他自治体の独自の障害者手当について、各自治体の独自手当の受給状況と神奈川県在宅重度障害者手当の制度改正について説明。
- ・平塚市心身障害者福祉手当の見直し案について説明。

#### 【意見交換・質疑応答】

##### [要旨]

**座長** 今の説明について何か御質問はありますか。平塚市心身障害者福祉手当について平塚市では見直しを検討しており、説明の中で平塚市心身障害者福祉手当について4点（①現在の平塚市心身障害者福祉手当の制度の内容・必要性についての意見、②見直しについての是非、③見直し案についての意見、④今後見直しすることとなった場合に提案したい代替事業）が挙がりましたが、皆様に御意見を伺いたいと思います。現状の手当の内容、必要性、こんなふうに使っている等の御意見をいただけますでしょうか。

**委員** 受給者が減っている理由は何かあるのでしょうか。手続きが分かりづらいから受給者が減っているとの考え方はあるのでしょうか。また、新規で手帳を交付される方は増えているのに、受給者が減っている理由は何かあるのでしょうか。

**事務局** 制度改正前は受給者が増えており、65歳になった後で手当を受給していた方がいました。平成22年度の制度の改正に伴い受給者が減少しています。また、65歳以上で新規に手帳を交付される方が多く、手帳の説明会や手帳の交付時に手当の申請をしていただけない方がいます。また、手当の受給資格がなくなってしまう方もいます。これによって、平成22年度の制度改正以降は手当を新規で受給される方が減ってきていると思われます。

**委員** 手当の申請の仕方が分からなくて、申請されていないという方はいないということよろしいでしょうか。

**事務局** 手帳の交付説明会や障がい福祉課の窓口にて直接お話しして手続きいただいているので、御本人が手当の受け取りを拒否される方以外、漏れはないです。手当を受け取る資格があって、手帳を受け取りに来られた時に申請書を書いていただくので、手続きが煩雑との理由で手当の手続きを遠慮してしまうことはないです。一度申請していただければ、毎年更新になるので、最初に手帳を受け取る時に申請をすれば、資格を喪失しない限りは手当が支給されます。

**委員** 制度が変わる前は高齢の方でもほとんど申請していたが、それが制度改正により年齢による線引きがされて、手当の申請する数が減っているという解釈でよいのでしょうか。

**事務局** 以前から手当を受給されていて、65歳に到達することで手当の受給資格がなくなってしまうわけでは

ありません。また、年齢的に介護保険に移行していただくといったようなこともありません。

**座長** この手当の内容について、月額3,000円が適当なのか否か、金額の内容も含めて手当がどのように活用されているかなど、それぞれの立場から御意見ををお願いします。

**委員** 各市町村が見直しをしている時代になっているということですが、障がいを持っている方がもっているということであれば、このまま平塚市では残してほしいと思います。しかし、世の中全体を見てみると、この金額が妥当であるかということは精査してもらわないといけないと思います。多いのか少ないのかと言われれば、多いとは言えないと思います。何十年とこの仕事をやってきた中で、今までいろんな障害をもった方とお付き合いさせていただいていますが、やはりこのような権利が減らされるというのはやるせない気持ちがあります。ただ、これはそれぞれで大きく考えは異なる違うと思いますので、皆さんで意見を出し合った中で精査していくのが一番よいと思います。

**座長** 事務局に確認ですが、手当をなくすという発想ではないですよね。

**事務局** 手当をなくすということではありません。

**座長** 見直しということで、所得制限をつけるとかいうことも検討してもらえるとということですよね。

**事務局** そのとおりです。

**委員** 手当を受けている方が世帯主でない場合が多いと思いますが、その辺はどうなのでしょう。本人だけの所得で制限するわけではないということによろしいでしょうか。

**事務局** そのとおりです。

**委員** 所得制限の有り方について、もう一度説明いただけないでしょうか。

**事務局** 所得制限については、本人の所得制限だけでなく、扶養義務者の所得制限もみて判定をすることを想定しています。

**委員** 所得制限をつけると当然資料のとおり受給者は減ると思います。しかし、扶養義務者がいるということであればそれだけ本人の収入が少ないということだと思います。昭和50年から比べると物価が上がっており、また福祉サービスや福祉制度が増え、本人が社会参加する機会が多い状況です。ですから、この金額は委員が先ほどおっしゃったように私は多いとは言えないと思います。まして、昭和50年に月額3,000円と決めているなら、現状はもっと金額を上げるべきだと思います。所得制限を本人の所得で実施するならまだしも、扶養義務者を条件にいれてしまったら本人に行きわたるお金が減るのではないかと考えています。やはり、見直しはしないで今のままにしてほしいと思います。平塚市も大変でしょうけど、様々な制度から予算を削れば、塵も積もれば多くなるということで予算が削減できる。障がい者は働くのも大変で、働いていても月にいくらかもらえる程度です。10万円ももらえる方は少ない。そのような状況で見直しをするというのは血も涙もないと思います。

**座長** ありがとうございます。他にご意見ををお願いします。

**委員** 障がい福祉課の方にアドバイスをいただきながら、当事者のために特別障害者手当をもらえるように頑張った事例があります。診断書を書いていただく先生の紹介をしていただきました。非常に手続きが難しい状況でした。しかし、変な話ですが月額3,000円の平塚市心身障害者福祉手当は簡単に手帳等の要件

を満たしていれば受給できるという話を当事者にしたことがあります。そうするとこれは一つの事例ですが、この手当で子供たちとご飯を食べに行けるというような話もあったりします。4か月だったら12,000円になり、このような事例で生かせる現状があります。特別障害者手当をもらっている方には平塚市心身障害者福祉手当を支給できないということは許せるのではないかとってはいますが、完全に平塚市心身障害者福祉手当の制度自体をなくしてしまうというのはやめてほしいと思います。

**委員** 私は子供が手当をいただいている立場ですが、成人の方については平塚市心身障害者福祉手当の支給をぜひなくさないでほしいと思います。たとえ3,000円でも、工賃が何千円という世界という中で、この手当の支給は本人の励みになりますので、御本人さんは無条件にそのまま継続してほしいと思います。しかし、所得制限ということ考えたときに、家族とか扶養がいる場合、どうだろうと少し思いました。子育てはとにかく大変で、なんでこんな生活をしなければならないのだろうというときに、お金でも貰わないとやっていられないと思うときがあります。幼児期になぜこんな子育てをしないといけないのだろうという中で、平塚市心身障害者福祉手当の12,000円の支給はうれしかったです。所得制限がついた場合に児童が主に対象になるかと思いますが、そのときに生活でつらい思いをしている親に普段大変だけれども、ちょっといいこともあるんだと励ましてもらったのが事実です。

**委員** 子供だけでなく大人も結局、扶養義務者がつく方が多いわけで、受給者が大人であろうと子供であろうと本人に手当が支給されているので、制限等は設けず、このままの条件で制度を続けてもらいたいと強く思います。

**委員** 月に3,000円ですと、ひと月に日曜日は4回あるのだから、平塚市心身障害者福祉手当は月額で4,000円あってもよいのではないかと思います。週に1,000円だとお昼食べて終わりになりますが、その楽しみも財源のために減らしてしまうのかなということだと、悲しいと感じます。

**座長** もう一度事務局に確認ですが、減額をして、その浮いたお金の利用方法というのはあるのでしょうか。

**事務局** 現状はありません。

**委員** 私は資料を見たときに、平塚市の財源が書いてあったので、代替事業と言われても代替事業はないのだろうと感じました。減額だけのことだけだろうなと思いました。代替事業をしないならそのまま続けてほしいと思います。

**委員** これだけのことで議論をすることになると、これは反対しかないと思います。でもこれに代わって、何か新しい事業を行う、そのための財源確保に手当の削減が必要だということであればまた別の見方ができると思います。そのようなことが見えない中で議論していると、手当をやめるか、やめないかというふうなところになってしまいます。そうするとやはり障がいを抱えた方が生活する上では、先ほど委員が言われたように1,000円でも、手当が削減されるということは皆さん反対します。議論の形をつけてやらないとただこれを廃止するというだけの議論にしかならないと思います。今のこの状況では皆さん反対ということになります。

**座長** 賛成という意見はなかなか言いにくいと思います。

**委員** 障がい者福祉計画の理念に反すると思います。「いきいきと生活をする」という理念に反すると思います。

**委員** 最初に資料をいただいたときに、今、平塚市の財政状況は厳しいけれども、手当の受給者が減っているということが書いてありました。しかし、代替案が特に明示されていませんでした。そうすると、ものすごくお金を使う事業がなければ現状を維持してほしいと思います。

**座長** たとえば削減した財源をこういう形で使いたい、今は新規で財源がとれないからいきなり事業を実行しようとしても難しい。こういう使い方にしてはどうか考える余地はあるということでしょうか。

**委員** 座長が言われるようにそこが見えない中で議論するとやはり反対です。恐らく賛成といえる根拠がないと思います。

**事務局** 今回、この件をテーマとして出させていただいているということは、昭和50年から手当事業をやってきて、長年見直しもされずに続いてきている中で、来年すぐにこれを何とかしたいというところで今日テーマとして挙げているわけではありません。ただ長く続いている制度の中で、昭和50年当時から時代も変わってきている中で、見直しをかけず、今までずっとそのままやっているというところがあるので、途中で立ち止まって話をするのが必要だと思いました。景気が右肩上がりでは財源が増えるという時代が今後来るのであれば、それはそれで考え方がありますが、成熟した経済の中でこれから急に税収が上がるというのは、先を見通しても考えづらい状況です。よって、見直しをするというのはどうしても必要な作業だと思っています。何か新しい事業を実施するため、その財源をどこから見つけ出そうということで見直しをするということもあるでしょう。でも、今回の場合は、例えばこういうのはなくなってしまうけど、福祉の分野でこういう部分が足りてないのではないかとこのものがあれば、そのようなものを将来的に考えていきたいと思っています。ですので、今、平塚市のほうで代替案があり、これを実施したいから、どこか財源を捻出しようというようなどころまでは正直ありません。ただこうやって長くやっている中で、この3,000円の手当(年間36,000円)が皆さんの方でどういうふうに使っているか、必要性をもう一度認識したいというところもありますので、正直反対ですと言われてもそれは覚悟しているところはあります。また、皆さんがどれほど思いを持っているか知りたいと思っています。私もこの3,000円という金額はどうやって設定したのだろうと思います。委員が言われるように、これだけ物価が上がっているのだからもっともらってもよいのではという意見については、確かにごもっともな御意見だと思います。しかし、最初の金額設定の根拠はここまでくると分かっていない状況です。その中で皆さまの生の声を聴かせていただいて、「なるほど」というヒントをつかめればと思いますので、ざっくばらんに御意見をいただければと思います。

**委員** 昭和50年頃の物価と今の物価を比べ、今の3,000円という金額がいくらになるか分かれば、見直しはされているのではないかと思います。今の物価にしたらもう少し上がる状況だと思うのでそれでも値上げしてほしいと思わなかったのは、それで我慢しているということではないかと思います。また、福祉サービスの制度は充実してきており、知的障がいの方でも、行動援護などの福祉サービスを利用して外出する機会は、昭和50年のころよりは増えていると思っています。そういう部分では、飲食店で使用したり、必要なものを購入したり、そういうことでおそらくこの3,000円は使われていると私は思っています。外出にてバスで出かけたときに、バスの中で声を出している方がいると知的障がいの方なのかなと思った

りすることもありますし、前はバスに乗っていてそのような方の声を聴くことがなかったような気がします。最近をよく聞きます。椅子をガタガタやったりして、一般の方はどう思っているのかなと思ったりすることもあるんですけど、いけないよとたしなめる方もいないのでたぶん一人で外出しているのではないかなと思うと、やはりそのお金は有効に使われているのであろうと思います。私は外出でそれなりに使っています。社会参加を結構しています。そういう意味では使われていると思います。

**座長** 結局、障がいを持った方々の収入が障害基礎年金、プラス作業所での賃金、それで十分であれば、おそらく平塚市中心障害者福祉手当はなくてもいいのであろうと思います。障害基礎年金自体が生活保護の水準と比べたらまだまだ低くて、もっと見直しが必要なのではないかと国レベルで話をしている状況の中なので、やはり3,000円とはいえ、これを占める一人一人のお財布からすると貴重な手当ではないかと感じます。

**委員** 年金は当時すごく金額が低い状況でした。たしか年間40万くらいだったかと思います。御苦労されている方が多かったと思います。これにより各市町村、特に神奈川県では、このような障害者手当を市町村で作るようになりました。色々な制度の中で当時の神奈川県はどんどん変わってきていました。全国で初めて障がい福祉課ができたところも神奈川県です。それまでは民生部福祉課と言っていました。「障がい」というものの見方を変え、障がい者の日常生活を変えていったところは先駆者的なところがありました。そういった中でこの障がい者手当が設立されました。どんな障がいを持たれた方も働く場が確保されて、年金に上乘せされたお金が入ってきて、生活ができるというふうになればまた違ったことにはなりますが、なかなか両輪がかみ合わない状況です。そのうち神奈川県は財源が豊かになったので、地域作業所が576か所できました。それが今の地域活動センターになります。地域の中で小規模ながらも福祉事業が数的には全国に特化した状況になっています。ところがやはりここ近年財源が厳しくなり見直しが必要になってきたところでは、だんだん財源ありきはこの制度を見直していこうという形に変わってきているのではないかと考えています。その辺では本当に手当は必要なのか、必要でないのかはもっと身近な中で幅広く意見を聞きながら内容を検討していかないといけない時期にきています。財源がないと払うわけにもいかないわけですから、財布の中身を増やすことができないなら、当事者の方も入れながら議論をしていくのが必要な時代になってきたのではないかと思います。そのための一つの見直し案を今議論していると思います。ただ手当をなくすか、なくさないかで議論していたら、なくさないということになります。そこのところの持っていきようをうまくやっていないとこれは意味のない議論になってしまうだろうと感じます。

**座長** ある意味、今回、この場の話だけでも手当の必要性が確認できたので意味のある議論ができたかなと思います。

**委員** 経済的に豊かな人のところにも手当が入っているのだとしたら、必要はないのかもしれないけど、たとえ3,000円でも将来のためにお金はいくらあってもいいと思います。何があるかわからない人生の中で手当は必要だと改めて感じています。

**委員** 市税収入が少なく、財源が厳しいとありましたが、私たちの手当を減らすというなら、他にどういふとこ

ろを減らすのかを知りたいです。福祉以外でもっと無駄なものはないのでしょうか。

**事務局** 福祉分野だけ減らそうとやっているわけではありません。入ってくるお金は決まっているので、市全体として削減できるところを少しずつ削って、予算に追いつけないといけないと思います。その優先順位は難しく、財政部門が決めることになりますが、今日のテーマとしては福祉の中で、少し削減できるものがないかというテーマですので、全庁的に削減を目指しているということは御理解いただきたいと思います。

**座長** 元々、障がい福祉にかかる経費というのは、欧米と比べると日本は少ない状況です。法律が自立支援法に変わり、経費が増えているのは確かであり、一日一日に関わる部分が非常に大きいです。一部の裕福な方がいるのは確かですが、障がい福祉にかかる経費はあまり目をつけてはいけないところではないか思います。

**座長** いかがでしょうか。ここまで様々な話が挙がってきていますが、事務局としてもう少し意見を深めていきたい点がありますか。

**事務局** 例えば先ほどの話で裕福な方が一部いるということで、やる、やらないは別として、所得制限は設けるが、所得制限を国制度の手当の制限に一律合わせるのではなくて、高収入に設定して減らすとするのはいかがでしょうか。

**委員** 私は考えるべきだと思います。本当に困っている人たちにその削減された部分が提供されていくのがよいと思います。障がいを持っている方で裕福な方はいます。例えば、ソニーの会長の井深さんで、娘が知的障がいとのこと。井深さん宛に市から手当が送られてきた。井深さんはそれに対して怒り、うちは支給されなくても大丈夫だから別の人に渡してくれと返金されたそうです。ある程度収入があり、生活されている方に障害者手当を支給することが本当に必要なかと思いました。家庭に関わる収入（その方だけでなく）である程度精査し、支給制限をかけることをやってもいいのではないかと思います。所得制限の基準については平塚独自でもいいのではないかと思います。

**座長** 所得制限の線の引き方が難しいところがあると思います。

**委員** この議論は結論出ないと思います。

**事務局** それが目的ではなく、生の声を聴いて施策に生かしていかないといけないと思っております。

**委員** 知的障害を持つ独居の方で、相当な収入があり、家族が残してくれた財産のある方が、買いたいものは買ってしまい、そのうち生活している中で通帳の残金が少なくなることもあります。今現在裕福でもお金をためておかないといけないという日がいつか来るなら所得制限というのは難しいのではないかと思います。

**委員** この場で意見を聞いて、何年かしたら、所得制限を突然実施したりすることはあるのでしょうか。

**事務局** 今のところ、考えていません。市全体の収入がどうなるかによっては、来年、各課の消耗品の削減は始まってきます。一律で財政部門から削減されます。よって、扶助費においても、いつ予算が削減されてしまうかは分かりません。その時には、全庁的に予算を削減するので、障がい福祉課が独自に削減することはないと思います。夕張市のように将来財源がなくなることも想定して、今は節制しようというの

はあります。財源がないなら、このような伺った意見を踏まえ、所得制限をつけるというのは今後有り得ると思います。

**座長** 今後も扶助費の上昇は仕方がないと思います。上手に全庁的に予算を削減するのが一番よいと思います。一定の所得制限というのは、一つの予算削減の考え方としては有り得るだろうということだと思います。その他、事務局からさらに議論を深めたい案件はありますか。

**事務局** 最初に話をした中で、こういう事業をやってみてはどうかというものはありますでしょうか。拡充でもよいので何かお考えになっていることがありましたら伺えますでしょうか。

**座長** なかなか難しい議題ではありますが、普段、当事者を支えている中で、当事者がどういう部分が生活として厳しいのか、このようなことがあれば少し良くなるとか、考え付くものとして何かありますか。

**委員** 休日に外へ出るときにガイドヘルパーさんがつけられないということがよくあるので、そのような事業を拡大していただければと感じます。それによって外出に使うお金も増えていくと思うので、相乗効果で財源が増え、手当が増えていけばよいと思います。

**座長** 休日の過ごし方に十分な制度がないということですね。

**委員** お伝えしたいことは二つあり、一つは休日ヘルパーがいないことです。ヘルパーが少なく、利用したいけど、いないという状況がある。ヘルパーの報酬が少ないというのが、背景にあると思います。ヘルパーが確保できる体制を作ってもらいたいと思います。二つ目に、24時間365日の安心コールセンターといったものがあるとよいと思います。障がいがあっても、地域に一人で住める安心した拠点が整備されていくと安心だと思います。

**委員** ヘルパーについては、人手不足かつ高齢化しています。世代交代ができない現状があります。ベテランヘルパーは、経験からよいものをもっていますが、体力面になると厳しい状況です。これから全体的に訪問介護員をどのように増やすかということは、総合支援法や介護保険法において問題になっていて、処遇改善のため、弊社ではヘルパーの時給をあげるとか、土日勤務は特別手当をつけるなど広告していますが、なかなかヘルパーが増えないのが現状です。ヘルパー不足を改善するための平塚市独自のものがあればと思います。ヘルパーをやりたい人がいれば、平塚市からもぜひ紹介していただけるとありがたいです。また、周知していただけるとうれしいです。また、障がい者が、なかなかスポーツクラブに通えない現実があります。実際、数値が悪い糖尿病をお持ちの方がドクターから、安易に「スポーツをきなさい」とか言われることがあります。スポーツをする場がなく、スポーツクラブに行くと、ヘルパーが会員になって一緒に来てくれればと言われることがあります。そういう訳にもいかないので、その方は、民間のスポーツクラブに自費で家に来てもらって、高いお金がかかりますが、家でトレーニングをしています。障がい者が運動できる場がほしいと思います。民間のスポーツクラブが断るのも分かります。確かに身なりが整っておらず、ルールを守れない、理解できない方が、きれいなスポーツクラブに来てもらっては困るのは、スポーツクラブ側の気持ちも分かりますし、私たちヘルパーにも責任があると思います。医師からは「運動させなさい」と言われ、どうすればよいか行き詰まる場合があります。受診すれば数値が高く、「普段運動していないのではないか」と言われます。そういった方の運動できる場があるとよいと思いま



す。

**委員** 重症心身障害児の方を対象にした日中の一時預かりや医療型の短期預かり事業など、重症心身障害児を預かっていただける事業があるとよいと思います。二つ目としては有償運送福祉事業があるとよいと思います。それとともに運転と介助を一緒にやっていただけるような移動介助の従事者を増やしてもらえないかと思います。もう一つは精神障害者のグループホームを平塚市に増やしてほしいです。ぜひ自立した生活を一人でおくるためにグループホームがほしいと思います。

**委員** 障がい者に関する啓発事業が必要だと思います。パンフレットだけの啓発事業ではなくて、自立支援協議会でも言っていることですが、やはり町内会とか商店や企業、そういうところに障がい福祉サービス提供者の方とか、当事者とかが出向く、もしくは企業の方に来ていただくとか、現状を知っていただくといったような出前講座のようなものはそれほど経費がかからないのでよいと思います。代替になるかは分かりませんが、必要なことではないかと思います。障がい者が様々なところに出かける中で、よく出てきているなど優しい目で見てもらって、もし何かあったら手を貸していただけるような啓発事業はしていくべきだと思います。

**座長** これは福祉計画に関わるところがありますよね。

**座長** 重度の障がい者が地域の中に一人で暮らすのが難しい実情があります。ヘルパーがいないということもあり、やはり色々な意味で障がい福祉サービスの支給量をその人にあった形で出していけないと平塚市では生活ができません。やはり障がいの重い人が地域で生活するための支給決定のあり方とか、そのようなことも非常にお金がかかる話だとは思いますが、施設入所と24時間介護を考えると、はるかに施設入所のほうが経費がかかります。やはり障がいの重い人が地域で暮らせるというのが一番良いと思います。

**委員** 障がいを持っている方が、事業所で工賃がある程度確保できる条件が整うと、またこれは違ってくると思います。ありがたいことに「平塚市福祉ショップありがとう」は、1事業所で年間に100万円を超える収入があるところが、8か所もでており、これは大きいと思います。50万円以上の収入が上がっているところも相当数あります。そういった意味で「平塚市福祉ショップありがとう」は、今までにない収入を事業所に与えています。それは利用者の工賃の増加などです。今までになかったことなので、この現実を評価していくべきことだと思います。今までなかなか機動力を発揮できなかった小さな事業所が、「平塚市福祉ショップありがとう」によって、高い収入が得られています。先日、「平塚市福祉ショップありがとう」の売上を集計したら、年間に30万円の収入がありました。年間30万円の収入は実製品を売っていたらどこまでできるかといったら、毎日バザーで売り歩くようなものです。月に3万円から4万円が「平塚市福祉ショップありがとう」での売り上げですから、大きな価値が出ています。それが、障がいを持つ方のところへお給料として渡っているということです。障がいを持つ方が、働いて得た収入の価値を高めていくということを考え、これからやっていかないといけないと思います。そういう意味では平塚市では皆様のご協力で行ってきた「平塚市福祉ショップありがとう」が着実に大きな成果を出しています。これからの課題は製品の品質レベルをどこまであげるのか、あるいはもっとニーズが高まっていく中で増産できるのかというところが、これから検討していなければいけないところだと思います。これから、給料

や工賃をアップするために工夫が相当必要だと思います。皆さんの知恵を借りながら、切磋琢磨しながらやっていく必要があると思います。そのようなことを見通しの中に入れていただいていた上で、障がい福祉の色々な計画を立てていただければと思います。

**委員** 資料を拝見しましたが、知らない部分がほとんどでした。以前からいただいていた「保健と福祉の冊子」を合わせながら、それなりに勉強してきたのですが、実際に平塚市民生委員児童委員協議会の活動の中で、この平塚市心身障害者福祉手当という制度を耳にすることがありませんし、金額が3,000円というのも、この資料で初めて知ったくらいです。普段の民生委員の活動の中ではあまり接しない部門で、なかなかそこまで踏み込んでお手伝いをするというのは機会としてないものですから、ここで皆さんの意見を聞いて勉強させていただこうかなという思いでした。平塚市心身障害者福祉手当の制度は昭和50年から始まっているということですが、申請をして初めて手当が支給されるということですよ。手帳をとって、自動で支給されるということではないですよ。他の色々な手当でも高額所得者は除くとかあると思うんですけど、ある程度収入がある人は自ら申請しないという人も当然いるわけですよ。そのあたりはいかがでしょうか。

**事務局** 辞退される方はいますが、理由としては高額所得だという意味ではありません。

**委員** 分かりました。それと提示のありました見直し案で、出してもらっている数字で支給対象者の人数310人は国の制度の手当受給者と重複しているということによいのでしょうか。

**事務局** この案2のところでしょうか？

**委員** 国手当と書いてカッコで310人と書いてあるところで、特別障害者手当を受給している方でなおかつ平塚市心身障害者福祉手当も受給しているという解釈でよろしいのでしょうか。

**事務局** はい。そのとおりです。

**委員** この人たちは特別障害者手当に該当したからといって、手当がなくなるわけではないということによいのでしょうか。特別障害者手当のほうは残っているということですよ。

**事務局** はい。そのとおりです。

**委員** この人数は全体の人数からすると、5%弱です。全体の数からすると、それほど大きい比率ではないので影響はないと思う反面、国手当の受給者には平塚市心身障害者福祉手当を支給しないということを実現することで、1,100万円予算が浮くということで、結構大きな数字だと思いました。月額3,000円という金額が妥当かどうかは受給する側からすれば、多ければ多いほどいいということになると思いますが、浮いたお金で受給資格のある方に対して、上乘せできればなおいいなと考えながら聞いていました。所得制限は今どんなところでも条件として入ってくるので、その辺はやって、3,000円という金額を見直し、受給する人に少しでも手厚くするということがよいと思いました。

**座長** ありがとうございました。意見が出尽くしたところで事務局へお戻しします。

**事務局** ありがとうございます。本日の議題はこの1点だけでしたが、何かほかに懇話会ということで、お時間はあまりないのですが、御意見等あれば伺いますがいかがでしょうか。

**座長** 今後の懇話会の開催予定について、年間の予定はありますか。

**事務局** 12月と3月に予定していますが、テーマが決まっておりません。今回の手当について、本来ならもう一度、市でこんな事業ではどうかとお出しできれば議論したいと考えていましたが、未定です。皆さんにご協力いただいた障がい者福祉計画についても12月は難しいのですが、3月に懇話会を実施するなら庁内の進捗状況を確認した上で、御意見をいただければと考えております。

**委員** 今日の議題について、もう一度実施するならば平塚市障がい者団体連合会にも意見も求めていただけたらなと思っています

**事務局** 分かりました。平塚市障がい者団体連合会へ同じような説明をして、御意見をいただき、その後、いただいた意見を懇話会で議論するというところでよろしいでしょうか。

**委員** よいです。もしかしたら異なる意見を持っている方がいるかもしれませんが、同じ意見ならば、そのような方が多いのだと考えていただけたらと思います。

**事務局** 分かりました。もし3回目を行う場合、そのようなことも考慮して設定していけたらと思います。ありがとうございます。

**事務局** 他に御意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

**岩崎課長** 本日は議論いただきましてありがとうございました。冒頭に話しましたが、平塚市心身障害者福祉手当をこの時期に削減するとか見直しをするということではなく、あくまでも今後の参考ということで聞かせていただきました。やはり委員が言われていたように当事者に一番影響があると思いますので、そのあたりはまた、現実味を帯びてきたときにもう少し議論しないといけないと認識しています。今日はそういう意味ではこのメンバーの中で貴重な御意見をいただけたと思っています。今後、テーマを課の中で検討してまた皆さんに事前にお知らせした中で御意見をいただきたいと思います。私どもも福祉行政に携わっていますけれども、やはり実際に現場の声が非常に大事ではないかと思っています。このような声を聞きながらまた次に活かしていければと思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。今日はどうもありがとうございました。

以 上